

平成 23 年 11 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

解雇予告除外認定に当たっての調査について

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項ただし書後段及び法第 20 条第 1 項ただし書による認定の処理方針については、昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号（以下「通達」という。）で示されているところであるが、今般、当該処理方針の明確化を図る観点から、下記のとおり通達の一部を改正することとしたので、了知されたい。

記

第 19 条関係の 3 の〈法第十九条及び第二十条の認定の性格及び処理方針〉中「必ず使用者、労働組合、労働者その他の関係者について申請事由を实地に調査の上」を「事案に応じて、使用者、労働組合、労働者その他の関係者のうち、必要な者から必ず事情を聴くほか、現地調査を行うなど实地に調査の上認定事由に」に改める。

新旧対照表

昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号「労働基準法関係解釈例規について」

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第 19 条関係</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合 ＜法第十九条及び第二十条の認定の性格及び処理方針＞</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十九条第一項ただし書及び法第二十条第一項ただし書による認定申請書が提出された場合には、事の性質上特に迅速にこれを処理、決定する方針で対処するとともに、当該書面だけについて審査することなく、<u>事案に応じて、使用者、労働組合、労働者その他の関係者のうち、必要な者から必ず事情を聴くほか、現地調査を行うなど実地に調査の上認定事由に該当するか否かを判定すべきものであるから十分その取扱いに留意せられたい。</u></p> | <p>第 19 条関係</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合 ＜法第十九条及び第二十条の認定の性格及び処理方針＞</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十九条第一項ただし書及び法第二十条第一項ただし書による認定申請書が提出された場合には、事の性質上特に迅速にこれを処理、決定する方針で対処するとともに、当該書面だけについて審査することなく、<u>必ず使用者、労働組合、労働者その他の関係者について申請事由を実地に調査の上該当するか否かを判定すべきものであるから十分その取扱いに留意せられたい。</u></p> |